

渋川市スポーツ協会ゴルフ専門部規約

第1条（名 称）

本会は、渋川市スポーツ協会ゴルフ専門部（以下「ゴルフ専門部」という）と称する。

第2条（事務所）

ゴルフ専門部の事務所は、伊香保国際カンツリークラブ内に置く。

第3条（目 的）

渋川市スポーツ協会規約に準じ、ゴルフの普及や技術の向上を図り、体育文化の振興と明るい社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事 業）

渋川支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ゴルフの普及およびゴルファーの親睦に関する事業。
- (2) 技術および競技力の向上に関する事業。
- (3) 青少年スポーツの促進に関する事業。
- (4) その他、渋川市スポーツ協会の目的達成に必要な事業。

第5条（支部の構成）

ゴルフ専門部は、次の地域・地区に在住・在勤の会員から構成される。

- (1) 旧渋川、子持、伊香保、北橘、赤城、小野上

第6条（役 員）

ゴルフ専門部には次の役員を置く。

部長	1名
副部長	5名以内
書記・会計	2名
事務局	1名

第7条（役員を選出）

役員は正会員の中から次の方法で選出する。

- (1) 部長は役員総会で推挙し選任する。
- (2) 副部長は、会長が推薦し役員総会の承認を得る。
- (3) その他の役員(書記・会計、事務局)は、部長が

推挙し選出する。

第8条（役員任期）

役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第9条（役員任務）

部長は当会を代表し、役員総会においては議長を務めるほか、役員総会議決事項以外の運営上すべての決定権を有する。

副部長は部長を補佐し、部長不在の場合はその任務を代行する。

書記・会計は、ゴルフ専門部の会計業務と議事録作成等を担当する。

事務局は、事務全般を担当する。

緊急な事態における対応は、事務局がその処置を行い、後日役員会に報告する。

第10条（会計年度）

渋川支部の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とし、役員総会にてその内容を報告して承認を得る。

第11条（役員総会）

役員総会は、年1回開催する。

役員総会は、役員過半数の出席（委任状含む）により成立し、決議は出席者の過半数をもって行う。

臨時役員総会は、必要に応じて部長が招集する。

第16条（附則）

この規約は、役員総会において過半数の議決により改訂することができる。

平成30年3月14日